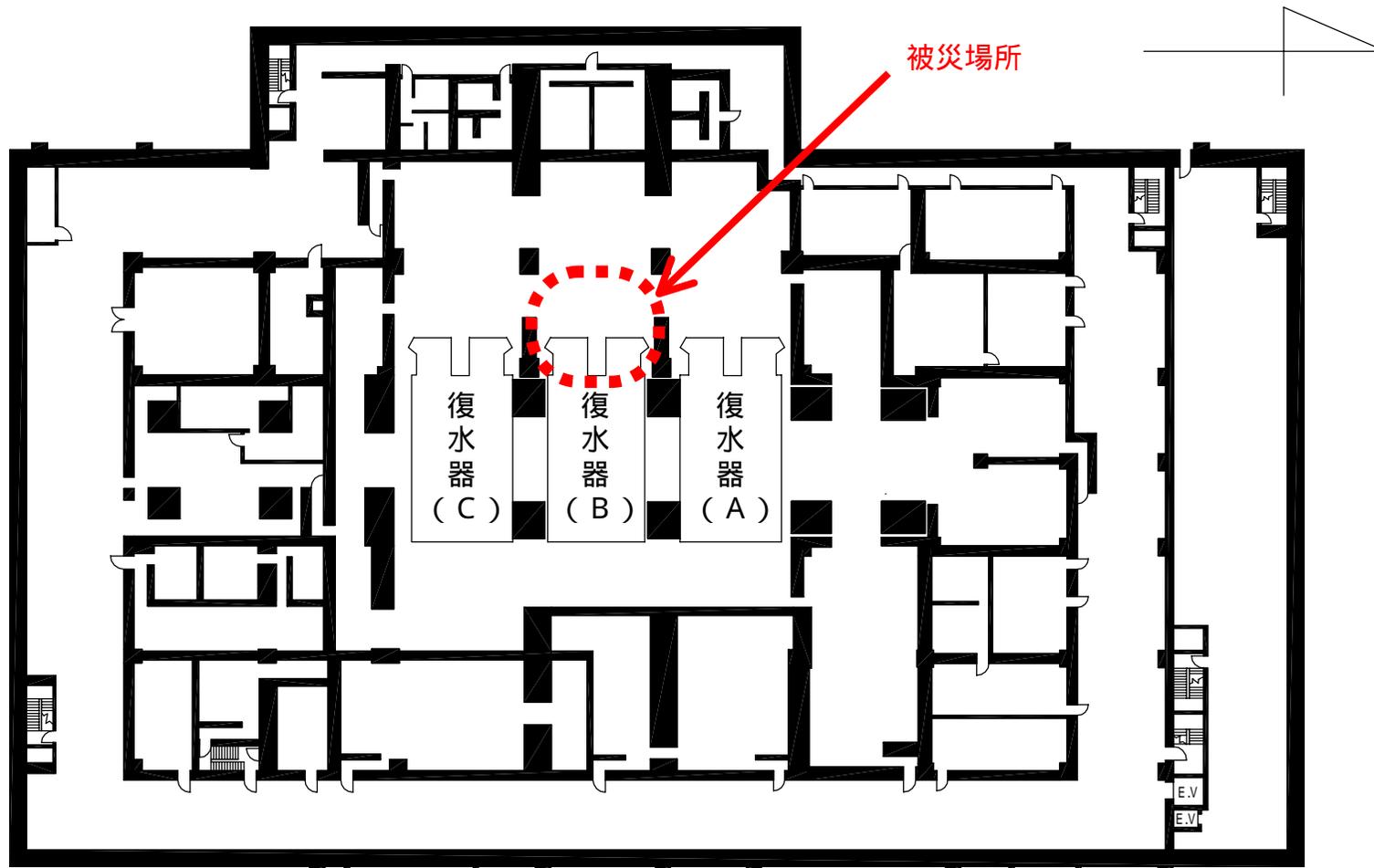


**区分：**

号機	3号機	
件名	タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 20 年 9 月 22 日午後 3 時 45 分頃、3 号機タービン建屋地下 3 階復水器（B）海側エリア（管理区域）において協力企業作業員が、復水器の弁の点検準備を実施していたところ、架台上の開口部に足を踏み外し負傷しました。このため、業務車で病院へ搬送し、診察を受けました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。</p> 	
安全上の重要度 / 損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p>法令報告要 法令報告不要 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察の結果、左膝切創（12 針の縫合・骨には異常なし）と診断されました。 今後、可能な限り開口部が生じない様に作業手順の見直しを図り、再発防止に努めます。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所3号機タービン建屋 地下3階



3号機タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について